

改正後	改正前
埼玉県暴力団排除条例 目次 第一章～第三章 (略) 第四章 事業者の講ずべき措置等 (第十九条―<u>第二十二條の二</u>) 第四章の二 暴力団排除特別強化地域 (<u>第二十二條の三―第二十二條の五</u>) 第五章～第七章 (略) 第八章 罰則 (第三十二条―<u>第三十五條</u>) 附則 第一条～第十五条 (略) 第三章 青少年の健全育成のための措置 (暴力団事務所の開設又は運営の禁止) 第十六条 (略) 一～八 (略) <u>九 都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号) 第二条第一項に規定する都市公園</u> <u>十 (略)</u> <u>2 暴力団事務所は、都市計画法 (昭和三十四年法律第百号) 第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 (これらの地域から前項に規定する区域を除く。) においては、これを開設し、又は運営してはならない。</u>	埼玉県暴力団排除条例 目次 第一章～第三章 (略) 第四章 事業者の講ずべき措置等 (第十九条―<u>第二十二條</u>) 第四章の二 暴力団排除特別強化地域 (<u>第二十二條の二―第二十二條の四</u>) 第五章～第七章 (略) 第八章 罰則 (第三十二条―<u>第三十四條</u>) 附則 第一条～第十五条 (略) 第三章 青少年の健全育成のための措置 (暴力団事務所の開設又は運営の禁止) 第十六条 (略) 一～八 (略) <u>(新設)</u> <u>九 (略)</u> <u>2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であって、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されたときは、こ</u>

改正後	改正前
<u>3 前二項の規定の施行又は適用の際現に運営されている暴力団事務所に</u> <u>ついては、これらの規定のうち当該施行又は適用に係る規定は、適用し</u> <u>ない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団</u> <u>事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営されたときは、</u> <u>この限りでない。</u> 第十七条・第十八条 （略） 第四章 事業者の講ずべき措置等 （利益の供与等の禁止） 第十九条 （略） 一 （略） <u>二 前号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又</u> <u>は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情</u> <u>を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正</u> <u>当な理由がある場合におけるものを除く。）をすること。</u> <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> <u>2 （略）</u>	<u>の限りでない。</u> <u>（新設）</u> 第十七条・第十八条 （略） 第四章 事業者の講ずべき措置等 （利益の供与等の禁止） 第十九条 （略） 一 （略） <u>二 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の</u> <u>供与をすること。</u> <u>三 前二号に掲げるもののほか、情を知って、暴力団の資金獲得のため</u> <u>の活動を行う場所の提供その他の暴力団の活動を助長し、又は暴力団</u> <u>の運営に資することとなる利益の供与であって、公安委員会規則で定</u> <u>めるものをする。</u> <u>2 事業者は、前項に定めるもののほか、その事業に関し、暴力団員又は</u> <u>暴力団員が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又</u> <u>は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を</u> <u>知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な</u> <u>理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。</u> <u>3 （略）</u>

改正後	改正前
第二十条・第二十一条 （略） （暴力団員による利益受供与の禁止） 第二十二条 （略） <u>（削る）</u> <u>（名義利用等の禁止）</u> <u>第二十二条の二 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。</u> <u>2 何人も、暴力団員が前項の規定に違反することとなることの情を知って、自己又は他人の名義を暴力団員に利用させてはならない。</u> 第四章の二 暴力団排除特別強化地域 （暴力団排除特別強化地域） <u>第二十二条の三</u> 暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域（次条及び<u>第二十二条の五</u>において「特別強化地域」という。）とする。 一～五 （略） <u>第二十二条の四・第二十二条の五</u> （略） 第五章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等	第二十条・第二十一条 （略） （暴力団員による利益受供与の禁止） 第二十二条 （略） <u>2 暴力団員は、事業者が第十九条第二項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又はその指定した者に対し、当該利益の供与をさせてはならない。</u> <u>（新設）</u> 第四章の二 暴力団排除特別強化地域 （暴力団排除特別強化地域） <u>第二十二条の二</u> 暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域（次条及び<u>第二十二条の四</u>において「特別強化地域」という。）とする。 一～五 （略） <u>第二十二条の三・第二十二条の四</u> （略） 第五章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

改正後	改正前
(不動産の譲渡等をしようとする者の責務) 第二十三条 県内に所在する不動産（以下この章において単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下この章において「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。 2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等（情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。 3 （略）	(不動産の譲渡等をしようとする者の責務) 第二十三条 県内に所在する不動産（以下この章において単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）（以下この章において「譲渡等」という。）をしようとする者は、<u>当該不動産が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるという認識の下に</u>、当該譲渡等に係る契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。 2 不動産の譲渡等をしようとする者は、<u>前項に規定する認識の下に</u>当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等（情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。 3 （略）
(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務) 第二十四条 （略） 2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等の代理又は媒介（情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。	(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務) 第二十四条 （略） 2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、<u>前条第一項に規定する認識の下に</u>当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等の代理又は媒介（情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。
(建設業者の責務) 第二十五条 県内における建設工事（以下この条及び次条第三項において単に「建設工事」という。）をしようとする建設業者は、当該建設工事の請負契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該建設工事の目的物を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。	(建設業者の責務) 第二十五条 県内における建設工事（以下この条及び次条第三項において単に「建設工事」という。）をしようとする建設業者は、<u>当該建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることにより暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるという認識の下に</u>、当該建設工事の請負契約を締結する前に、当該契約の相手方に対し、当該建設工

改正後	改正前
2 建設業者は、建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該建設工事（情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。 3 （略） 第二十六条 （略） 第六章 義務違反者等に対する措置 <u>（調査及び立入検査等）</u> 第二十七条 公安委員会は、<u>第十六条第二項</u>、第十七条、第十九条第一項、<u>第二十二條、第二十二條の二</u>、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第二十五条第二項又は前条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、<u>この条例の施行に</u>必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。 <u>2 公安委員会は、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に当該疑いのある建物に立ち入り、物件を検査させ、又はこれらの規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。</u> <u>3 公安委員会は、第三十条第一項又は第二項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な</u>	事の目的物を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。 2 建設業者は、<u>前項に規定する認識の下に</u>建設工事の目的物が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該建設工事（情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。 3 （略） 第二十六条 （略） 第六章 義務違反者等に対する措置 <u>（説明又は資料の提出要求）</u> 第二十七条 公安委員会は、第十七条、第十九条第一項、<u>第二十二條第一項</u>、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第二十五条第二項又は前条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、<u>その違反の事実を明らかにするため</u>必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

改正後	改正前
<u>限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。</u> <u>4 公安委員会は、第三十条第一項又は第二項の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に質問させることができる。</u> <u>5 第二項又は前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</u> <u>6 第二項又は第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u> (勧告) 第二十八条 公安委員会は、第十九条第一項、<u>第二十二條、第二十二條の二</u>、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第二十五条第二項又は第二十六条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除活動の推進に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、必要な勧告をすることができる。 (公表) 第二十九条 公安委員会は、<u>第二十七條第一項又は第三項</u>の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者が、正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 2 (略)	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (勧告) 第二十八条 公安委員会は、第十九条第一項、<u>第二十二條第一項</u>、第二十三条第二項、第二十四条第二項、第二十五条第二項又は第二十六条の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除活動の推進に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、必要な勧告をすることができる。 (公表) 第二十九条 公安委員会は、<u>第二十七條</u>の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者が、正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒み、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、又は前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。 2 (略)

改正後	改正前
(中止命令) 第三十条 <u>公安委員会は、第十六条第二項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> 公安委員会は、前項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。 <u>4</u> <u>第二項の規定による命令</u>については、埼玉県行政手続条例（平成七年埼玉県条例第六十五号）第三章の規定は、適用しない。 第三十一条 (略) 第八章 罰則 第三十二条 (略) 一 (略) 二 相手方が暴力団員であることの情を知って、<u>第二十二条の四</u>の規定に違反した者 三 <u>第二十二条の五</u>の規定に違反した者 <u>四</u> <u>第三十条第一項の規定による命令に違反した者</u> 2 (略) <u>第三十三条</u> <u>第二十七条第二項又は第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</u> <u>第三十四条</u> <u>第三十条第二項の規定による命令</u>に違反した者は、六月以下	(中止命令) 第三十条 <u>(新設)</u> <u>1</u> (略) <u>2</u> 公安委員会は、前項の規定による命令 <u>(次項及び第三十三条において「中止命令」という。)</u>を警察署長に行わせることができる。 <u>3</u> <u>中止命令</u>については、埼玉県行政手続条例（平成七年埼玉県条例第六十五号）第三章の規定は、適用しない。 第三十一条 (略) 第八章 罰則 第三十二条 (略) 一 (略) 二 相手方が暴力団員であることの情を知って、<u>第二十二条の三</u>の規定に違反した者 三 <u>第二十二条の四</u>の規定に違反した者 <u>(新設)</u> 2 (略) <u>(新設)</u> <u>第三十三条</u> <u>中止命令</u>に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以

改正後	改正前
の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第三十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条第一項又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。 2 （略）	下の罰金に処する。 第三十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。 2 （略）